

平成22年度政策討論会（試行）実施要領

1 目的

政策討論会は、「委員会活動を中心とした政策形成サイクル」の中で、市民にとって重要な政策及び課題について議論を深めることにより共通認識を図り、政策立案及び政策提言を推進することを目的とする。

2 位置づけ

政策討論会は、議会改革等に関する特別委員会の活動として行う。

3 構成

- (1) 政策討論会は、議員全員をもって構成し、座長及び副座長を置く。
- (2) 座長には議会改革等に関する特別委員会委員長、副座長には同副委員長をもって充てる。

4 討論テーマ

討論テーマは、各委員会から広報広聴委員会へ提出し、委員長連絡会議において決定する。ただし、重要性・緊急性が高く議長が必要と認めるものは、委員長連絡会議に諮って決定することができる。

5 運営

- (1) 政策討論会は、座長が招集し、これを主宰する。
- (2) 政策討論会は、議員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (3) 討論テーマの提案者は、提案理由等必要な事項を説明する。
- (4) 政策討論会において資料提供が必要である場合は、提案者が準備する。
なお、必要に応じて広報広聴委員会が準備する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、議員以外の者の出席を求めることができる。

6 成果の活用

- (1) 各委員会における政策立案
- (2) 執行機関への政策提言
- (3) その他議会における政策形成への反映

7 会議の公開

政策討論会は、公開とする。ただし、座長は、必要があると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。